

# 平成 30 年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金の概要

## 1 目的

山形県では、家庭や事業所における再生可能エネルギー等設備の導入を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー等設備を設置する者に対して助成を行います。

## 2 補助対象設備の要件等

区分		設備要件	設置対象	補助率 (上限額)	30 年度の 変更点
太陽光発電設備	新築設置	発電出力 10kW 未満	住宅用 事業所用	2.5 万円/kW (10 万円)	補助額算定方法 の変更 (※)
	既築設置			2.5 万円/kW (20 万円)	
蓄電池設備		太陽光発電設備 と併せて設置	住宅用 事業所用	1/10 (20 万円)	
木質バイオマス 燃焼機器	ストーブ	補助対象経 費 <u>20 万円超</u>	住宅用 事業所用	1/2 (10 万円)	要件追加
	ボイラー		農業施設用	1/2 (50 万円)	
太陽熱利用装置		集熱面積 2 m <sup>2</sup> 以上	住宅用	1/10 (5 万円)	
地中熱利用装置	空調装置	COP3.0 以上	住宅用	<u>1/3</u> (50 万円)	1/10 (20 万円) から拡充
	融雪装置	COP3.0 以上又は 同等の水準	住宅用	<u>1/3</u> (30 万円)	

(※) 太陽光発電設備の補助額の算定においては、電力会社との電力受給契約確認書における受給最大電力 (kW 単位の小数点以下第 1 位未満を切捨て) に 25,000 円を乗じて得た額 (その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) 又は 10 万円 (既築設置にあっては、20 万円) のいずれか低い額

## 3 太陽光発電設備等の設置に対する補助申請手続きの簡略化

太陽光発電設備 (蓄電池設備との併設を含む) の設置に係る事業実施申込みについては、従来の手続きを簡略化し、書類ではなく指定した窓口 (委託事業者) にてメールで受付を行い、委託事業者よりメールで受領回答を行います。また、事業実施申込みでは審査は行わず、県からの書面による受理決定の通知は発出しません。補助対象事業の内容は、事業完了後に提出する交付申請書 (兼実績報告書) にて審査し、補助金の額を決定します。

## 4 補助金申込み及び交付申請の受付

(1) 受付期限 平成 31 年 2 月 28 日 (木) まで

(2) 受付窓口・問合せ先 特定非営利活動法人環境ネットやまがた (県の委託先)

〒990-2421 山形市上桜田 3-2-37 (TEL 023-679-3377)

URL : <http://eny.jp/>

メールアドレス : [saiene@eny.jp](mailto:saiene@eny.jp)

(3) 提出の方法

① 太陽光発電設備 (蓄電池の併設を含む) に係る事業実施申込み

電子メールに様式を添付して申し込み

※申込後、1 週間以内に受領メールが届かない場合は、上記受付窓口にご連絡願います

② ①以外の提出

持参 (平日 9 時~17 時) 又は郵送 (配達日の証明ができるもの)

※受付期間中であっても、予算額に達した時点で、受付を停止する場合があります。

## 5 県の担当課

環境エネルギー部 エネルギー政策推進課 エリア供給担当 ( TEL:023-630-3279 )